



鳥取県公報

令和8年3月27日 (金)
第9776号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効 (144) (医療・保険課) 2
	カラスガイ保護管理事業の認定 (145) (自然共生課) 2
	ヨーネ病検査等の実施 (146) (家畜防疫課) 2
	家畜伝染病予防法による注射の命令 (147) (〃) 4
	基本測量の実施 (148) (県土総務課) 4
	公共測量の終了 (2件) (149・150) (〃) 4
	土地改良区の役員の退任 (3件) (151~153) (中部総合事務所農林局) 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (154) (西部総合事務所県民福祉局) 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (155) (〃) 6
	開発行為に関する工事の完了 (156) (西部総合事務所環境建築局) 6
◇ 選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基 幹放送事業者等 (25) 6
◇ 内水面漁 管委告示	コイの放流等の禁止に関する指示 (1) 7
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (まちづくり課) 7

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流について次のとおり指示する。

令和8年3月27日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 福 田 一 哉

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、コイを放流してはならない。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合、養殖場から持ち出したコイを放流する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認されたコイを放流する場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 5・7・1号湖山池公園（変更前 5・8・1号湖山池公園）

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）